

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和8年1月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(有)いしや	木村真木美	大分市大字月形515	大分県知事許可 (般-4)第10878号	土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、舗装工事業	令和8年1月8日
(一部廃業)					
(株)晟建設工業	上田 誠	別府市大字野田832-1	大分県知事許可 (般-5)第14938号	管工事業、塗装工事業、造園工事業	令和8年1月21日
常信工業(有)	佐西 智也	大分市大字津守181-3	大分県知事許可 (般-5)第12806号	土木工事業	令和8年1月27日
(有)臼杵総建	芦刈 第吉	臼杵市大字臼杵56-1	大分県知事許可 (般-4)第11900号	土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工事業、水道 施設工事業	令和8年1月30日